

茨木市児童生徒の通学支援タクシー料金助成要綱

（目的）

第1 この要綱は、通学において、保護者の付き添いを必要とする医療的ケア等が必要な児童生徒に対して、通学支援タクシー料金の一部を助成することにより、保護者の送迎負担を軽減し、もって児童生徒の通学の保障を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2 助成の対象となる者は、茨木市立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、小学校及び中学校をいう。）に在籍する児童生徒で、通学において保護者の付添いが必要なもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア（第3号及び第4第1号において「医療的ケア」という。）が必要な歩行困難等の重度肢体不自由児童生徒
- (2) 歩行困難等の重度肢体不自由児童生徒（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 保護者の付き添いを必要とする医療的ケアが必要な児童生徒（前2号に掲げる者を除く。）

（助成対象経費）

第3 助成の対象となる経費は、授業等が実施される日における助成対象者の自宅と学校の間の移動に利用するタクシー（以下「通学支援タクシー」という。）の乗車料とする。

2 前項の通学支援タクシーは、道路運送法第4条第1項、第43条第1項若しくは第78条第3号に規定する許可を受けた者又は同法第79条に規定する登録を受けた者のうち、本市内を営業区域とするもので、本市と通学支援タクシーの配車についての契約の締結を行ったもの（第12から第14までにおいて「タクシー事業者」という。）が配車を行うことができる。

（助成の申請）

第4 助成を受けようとする者は、茨木市通学支援タクシー利用券交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第2第1号又は第3号に該当する者 医療的ケアが必要であり、かつ、保護者等の付添いが必要であることが分かる書類
- (2) 第2第2号に該当する者 歩行困難等により保護者等の付添いが必要であることが分かる書類

（助成の決定）

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて助成を決定し、申請者に対し茨木市通学支援タクシー利用券交付

決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、茨木市通学支援タクシー利用資格証明書（様式第3号）及び茨木市通学支援タクシー利用券（様式第4号）を交付する。

- 2 市長は、前項の審査の結果、助成しないことを決定したときは、申請者に対し茨木市通学支援タクシー利用券不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

（利用券の交付枚数）

- 第6 第5第1項の規定により交付する利用券（以下「利用券」という。）の枚数は、同項の規定により決定を行った日の属する年度において授業等を実施する日に2を乗じて得た日数に相当する枚数とする。

（利用券の有効期限等）

- 第7 利用券の有効期限は、利用券を交付した日の属する年度の末日までとする。

- 2 第5第1項の規定により利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用券を汚損したときは、当該汚損した利用券を市長に提出することにより、提出した枚数と同一枚数の利用券の交付を受けることができる。

（助成額）

- 第8 利用券1枚当たりの助成額は、6,000円（消費税等額を含む。）を限度とし、通学支援タクシーの乗車料金が6,000円に満たない場合は、当該乗車料金を助成額とする。

（利用方法等）

- 第9 利用者は、当該利用券を使用して通学支援タクシーに乗車するときは、第5第1項の規定により交付を受けた資格証明書を提示するものとする。

- 2 利用者は、1乗車につき、1枚の利用券を使用することができる。

（届出）

- 第10 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、茨木市通学支援タクシー利用券交付資格消滅届（様式第6号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（1）第2に規定する助成対象者でなくなったとき。

（2）利用券の交付を受ける必要がなくなったとき。

- 2 利用者は、住所、氏名、その他の第4の規定による申請により市長に届け出た事項について変更があったときは、茨木市通学支援タクシー利用券交付資格届出事項変更届（様式第7号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（交付の廃止）

- 第11 市長は、第10第1項の届出があったとき又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対しその旨を茨木市通学支援タクシー利用券交付廃止通知書（様式第8号）により通知し、利用券の返還を命じるとともに、助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な行為により利用券の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

(タクシー事業者の責務)

第12 タクシー事業者は、通学支援タクシーの利用申込みのあった利用者に対し、できるだけ優先的に配車するように努めるものとする。

(助成金の請求)

第13 タクシー事業者は、利用者から利用券を使用したタクシーの利用があったときは、1月ごとに取りまとめ、茨木市通学支援タクシー利用料請求書(様式第9号)に茨木市通学支援タクシー利用状況報告書(様式第10号)及び利用者から受け取った利用券を添えて市長に提出し、助成金を請求するものとする。

(助成金の支払)

第14 市長は、第13の規定による助成金の請求があったときは、その内容を審査し、適當と認めたものについて、タクシー事業者に助成金を支払うものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

様式第 1 号（第 4 関係）

茨木市通学支援タクシー利用券交付申請書

（申請先）茨木市長

茨木市通学支援タクシー利用券の交付を次のとおり申請します。

年 月 日

フリガナ		
交付申請者氏名	⑩ ※氏名が自署の場合は、押印不要です。	
交付申請者住所	〒 茨木市	
電話番号	()	
フリガナ		交付申請者との関係
交付申請に係る児童生徒氏名		
児童生徒生年月日	年 月 日 (歳)	
在籍学校	茨木市立 学校 年 組	
特記事項		

様式第2号（第5関係）

茨教学第 号
年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市通学支援タクシー利用券交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市通学支援タクシー利用券交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 利用者（児童生徒）氏名
住所

- 2 有効期限 年 月 日

(注意事項)

次のいずれかに該当した場合は、速やかに届け出てください。

- (1) 助成対象者でなくなったとき。
- (2) 利用券の交付を受ける必要がなくなったとき。

茨木市通学支援タクシー利用資格証明書

有効期間		年	月	日	～	年	月	日
住 所								
氏 名								
生年月日	年 月 日							
在籍学校	茨木市立 学校							

上記の者について、茨木市通学支援タクシーの利用資格者であることを証明します。

発行日 年 月 日

茨 木 市 長 

注 意 事 項

- 1 通学支援タクシーを利用するときは、必ずこの資格証明書を乗務員に提示してください。
- 2 この資格証明書の再発行はしませんので、紛失等しないように大切に保持してください。
- 3 この資格証明書に記載されている利用者以外は使用できません。
- 4 この資格証明書を提示して利用券を使用することにより助成を受けることができるタクシーは、茨木市と通学支援タクシーの配車についての契約をしたタクシー事業者が配車するタクシーに限ります。
- 5 タクシーを利用するときは、乗車料金から助成額の利用券 1 枚（6,000円）を差し引いた額を乗務員に支払ってください。ただし、使用できる利用券の枚数は、1 乗車につき、1 枚までです。助成額は、6,000円（消費税等額を含む。）を限度とし、乗車料金が6,000円に満たない場合は、乗車料金を助成額とします。おつりは出ません。
- 6 利用券を他人に譲渡するなど不正に使用したときには、助成金の返還を求めます。
- 7 有効期限が過ぎた利用券は、使用できません。

問合せ先 茨木市 学校教育部 学校教育推進課
電話 072-620-1683

様式第 4 号（第 5 関係）

茨木市通学支援タクシー利用券

No. _____

有効期間 発行日～ 年 月 日

※使用できる利用券は、1 乗車につき 1 枚までで、おつりは出ません。
乗車料金6,000円未満→乗車料金を助成
乗車料金6,000円以上→6,000円を助成

乗 車 日	年 月 日
助 成 上 限 額	6,000 円
乗車料金総額（消費税額を含む。）	
タクシー事業者	
車 両 番 号	

（乗務員の方へ）

- 1 この利用券を使用できるのは、茨木市と通学支援タクシーの配車についての契約をしたタクシー事業者に限ります。
- 2 この利用券の提出があったときは、乗車料金から助成額（6,000円）を差し引いた差額を受け取ってください。（おつりは出ません。）
- 3 医療的ケア等が必要な児童生徒が利用されますので、乗降・運転の際には、ご配慮をお願いします。

茨 木 市 長 印

様式第5号（第5関係）

茨 教 学 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市通学支援タクシー利用券不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市通学支援タクシー利用券の交付については、次のとおり不交付と決定したので通知します。

- 1 利用者（児童生徒）氏名
住所
- 2 不交付の理由

様式第 6 号（第10関係）

年 月 日

（届出先） 茨木市長

（届出者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

（氏名が自署の場合は、押印不要です。）

茨木市通学支援タクシー利用券交付資格消滅届

次の理由により茨木市通学支援タクシー利用券交付の資格が消滅したので届け出ます。

利 用 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
資格消滅年月日		年 月 日
資格消滅の理由		

様式第 7 号（第10関係）

年 月 日

（届出先） 茨木市長

（届出者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

（氏名が自署の場合は、押印不要です。）

茨木市通学支援タクシー利用券交付資格届出事項変更届

茨木市通学支援タクシー利用券交付の資格にかかる事項について、以下のとおり変更があったため届け出ます。

フリガナ		
交付申請者氏名	㊞ ※氏名が自署の場合は、押印不要です。	
交付申請者住所	〒 茨木市	
電話番号	()	
フリガナ		交付申請者との関係
交付申請に係る児童生徒氏名		
児童生徒生年月日	年 月 日 (歳)	
在籍学校	茨木市立 学校	
特記事項		

様式第8号（第11関係）

茨 教 学 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市通学支援タクシー利用券交付廃止通知書

茨木市通学支援タクシー利用券の交付について、次のとおり廃止したので通知します。

- 1 利用者の氏名

2 廃止日
年 月 日

- ### 3 廃止の理由

様式第 9 号（第13関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

（請求者）

所在地

団体名

代表者

印

茨木市通学支援タクシー利用料請求書

茨木市通学支援タクシー料金助成要綱第13により、 年 月分の助成金を
次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円（消費税等額含む。）

2 添付書類

- (1) 茨木市通学支援タクシー利用状況報告書
- (2) 使用済み利用券

様式第10号（第13関係）

茨木市通学支援タクシー利用状況報告書（ 年 月分）
（ / 枚）

項番	乗車年月日	件数	金額	備考
1	年 月 日		円	
2	年 月 日		円	
3	年 月 日		円	
4	年 月 日		円	
5	年 月 日		円	
6	年 月 日		円	
7	年 月 日		円	
8	年 月 日		円	
9	年 月 日		円	
10	年 月 日		円	
11	年 月 日		円	
12	年 月 日		円	
13	年 月 日		円	
14	年 月 日		円	
15	年 月 日		円	
16	年 月 日		円	
17	年 月 日		円	
18	年 月 日		円	
19	年 月 日		円	
20	年 月 日		円	
21	年 月 日		円	
22	年 月 日		円	
23	年 月 日		円	
24	年 月 日		円	
25	年 月 日		円	
26	年 月 日		円	
27	年 月 日		円	
28	年 月 日		円	
29	年 月 日		円	
30	年 月 日		円	
合 計		件	円	